

厚岸町産後ケア事業

出産後のお母さんが安心して子育てに臨むことができるように、助産院の居室、または自宅で、産後の身体の休息をとりながら、具体的な育児方法を学ぶことができる事業です。

【対象者】

町内に住所を有する、産後1年未満の産婦とその乳児

【ケア内容の例】

お母さんケア～乳房ケア、足浴・骨盤ケア、休息、母乳に良い食事、育児指導など
赤ちゃんケア～発育、発達の確認、沐浴、オイルマッサージ、お預かりなど

	宿泊型	デイケア型	訪問型
内容	助産院の居室に宿泊してケアを受ける。 ・入所 10 時～退所翌朝 10 時、食事 3 食提供	助産院の居室に通所し日帰りでケアを受ける。 ・ショート(4 時間未満) 10 時～14 時、食事 1 食提供 ・ロング(8 時間未満) 10 時～18 時、食事 2 食提供	助産師が自宅に訪問しケアを受ける。 ・1 回 4 時間未満 (往復時間含む) ※時間帯やケア内容は応相談
利用者負担額 (食費相当分)	<u>助産院マタニティアイ</u> 1 泊 2 日 4,000 円 <u>イコロ助産院</u> 1 泊 2 日 3,500 円	<u>助産院マタニティアイ</u> ・ショート 1 日 1,300 円 ・ロング 1 日 2,900 円 <u>イコロ助産院</u> ・ショート 1 日 1,100 円 ・ロング 1 日 2,600 円	<u>助産院マタニティアイ</u> 1 日 1,300 円 <u>イコロ助産院</u> 1 日 1,100 円
利用可能日数	7 日以内 (入所した日及び退所した日をそれぞれ 1 日と数える)	デイケア型と訪問型を合わせて、10 日以内	

※利用者負担額(食費相当分)は利用者が助産院へ直接お支払いください。

※生活保護世帯の方は、無料です。

【利用の方法】

1 申請

厚岸町産後ケア事業利用申請書を健康推進係に提出します。

申請書は申請窓口および町ホームページからダウンロードできます。

2 利用日の予約

厚岸町産後ケア事業利用承認通知書を受けとった後に、利用する施設「助産院マタニティアイ」もしくは「イコロ助産院」に利用日の予約をします。

◇ 予約後のキャンセル等の変更は、利用予定日の前日までに直接予約した助産院へ連絡してください。やむを得ない事情の場合を除き、当日のキャンセルはお控えください。

◇ ご自身やお子さん、ご家族の方に体調不良がある際は、ご利用をお控えください。

3 持ち物の用意

- ☐ 厚岸町産後ケア事業利用承認通知書
- ☐ 産後ケア利用カード
- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 乳幼児医療受給者証
- ☐ 運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認が可能なもの
- ☐ その他、赤ちゃんのケアやお母さんに必要なもの(オムツ、ミルク、お尻ふきなど)

【産後ケアが利用できる施設】

- ・助産院マタニティアイ 0154-37-2110(釧路町曙1-1-14)
- ・ママケアハウス イコロ助産院 080-7736-9523(釧路市武佐 1-20-5)

お問い合わせ:厚岸町保健福祉課 健康推進係 0153-53-3333